

## 令和元年度 対馬市農業委員会第9回総会議事録

1. 開催日時 令和2年2月26日(水) 午後3時30分から午後4時50分

2. 開催場所 対馬グランドホテル 会議室

3. 出席委員

・農業委員 (14人)

1番 永留正司	2番 桐谷善明	3番 福島とよか
4番 畑島孝吉	5番 小宮一人司	6番 小宮貞司
7番 黒瀬勝弘	8番 岡村高史	9番 太田深雪
10番 阿比留なみ恵	11番 波田裕一郎	12番 松村英二
13番 早田茂	14番 初村重政	

・農地利用最適化推進委員 (12人)

永尾佐登志	庄司幹雄	長瀬 円	吉野 敏
西山義典	波田 優	永留 静夫	日高 安実
糸瀬安則	小宮正至	須川正直	原田英治

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第24号 非農地証明書交付願について

議案第25号 農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第3回)

議案第26号 農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第3回)

第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 庄司 智文

農業委員会事務局局長補佐 永留 潤也

農林水産部農林・しいたけ課参事兼課長補佐 志賀 慶二

中対馬振興部地域振興課副参事兼係長 梅野 友和

上対馬振興部地域振興課参事兼課長補佐 國分 茂徳

## 7. 会議の概要

### 議 長

皆様、こんにちは。

本日は、総会のご案内を致しましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。輝かしい令和2年も、いつもにない暖かで、過ごしやすい新年を迎えることができましたが、早いもので、もう2月も終わります。まだまだ朝夕は若干寒いようでありますので、皆様お体に気を付けてお過ごしいただきたいと思います。

本日の総会は、9回目の農業委員会総会になります。また、任期満了に伴い、一同が会するのは最後の総会になります。

今まで同様、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは総会に入ります。座って議事を進めさせていただきます。

ただ今から、令和元年度、対馬市農業委員会第9回総会を開会いたします。

現在の農業委員定数は14名、本日の出席者は14名、従いまして過半数以上の出席でありますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定に基づき、総会は成立いたします事を報告します。なお、農地利用最適化推進委員、12名も出席でございます。

それでは、対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。それでは、5番の小宮一人司委員、9番の太田深雪委員にお願い致します。

議事日程第2、会期についてお諮りいたします。お手元に配布しております日程のとおり、本日、1日にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、本日、1日と致します。

議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び局長補佐を指名いたします。

つづきまして、議事日程第4、議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。今回は2件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

### 事務局長

それでは、議案書の1ページをお開き下さい。議案第22号、「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、〇〇町〇〇の〇〇さんから同町〇〇の〇〇さんに、同町〇〇の田4筆、3,351平米を売買するものであります。なお、経営面積は8,826平米でございます。

番号2は、〇〇市〇〇区〇〇の〇〇さんから〇〇町〇〇の〇〇さんに、同町〇〇の畑1筆、29平米を贈与するものであります。なお、経営面積は4,612平米でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。番号1、番号2につきまして、地元委員の補足説明をお願いします。

(22番 推進委員挙手)

## 22番 永留静夫推進委員

番号1について補足説明をさせていただきます。

2月19日に事務局の永留さんと、それから申請者であります〇〇さんとの3名で現地の確認を行いました。現所有者の〇〇さんは、申請農地は耕作状態が近年続いておりました、その中での今回、〇〇さんへの売買成立というものでございます。〇〇さんは当該農地の農地集落内、要するに、ここ、土地改良田になるんですけども、そういう中で水稻栽培をされております。今回申請地につきましても、水稻栽培面積を増やす目的で今回購入をされておりますので、どうぞ、問題は無いと思っておりますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

議 長

次に番号2について補足説明をお願い致します。

(4番 委員挙手)

## 4番 畑島孝吉委員

議案第22号、番号2について補足説明をいたします。なお、今回担当の〇〇委員が近親者の不幸により、急遽欠席となりましたので代弁させていただきます。去る、2月25日に担当の〇〇委員、〇〇振興部の〇〇補佐及び申請者である〇〇さんとの現地の確認を行いました。現所有者の〇〇さんは、平成30年に〇〇市へ転出されました。〇〇在住時は申請農地を耕作しており、転出後も知人に耕作を依頼しておりました。この度、申請者の〇〇さんと〇〇さん、〇〇、〇〇の関係でございます。そこで贈与が成立したものです。〇〇さんは申請農地の集落内で野菜等を栽培されており、今回の申請地につきましても野菜の栽培を予定されているそうです。以上、別に問題、課題は無いと思っておりますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました。質疑等ございませんでしょうか。(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、番号1につきまして賛否を問います。

議案第22号の番号1につきまして、原案のとおり許可することに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

番号1は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、番号2につきまして賛否を問います。

原案のとおり許可することに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。番号2は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。今回は2件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

## 事務局長

議案書の2ページをお開き下さい。議案第23号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、〇〇町〇〇の〇〇さんから〇〇市〇〇区〇〇の〇〇株式会社、代表取締役、〇〇さんに、〇〇町〇〇の畑1筆、1,329平米を賃貸借して、太陽光発電設備用地に転用するものであります。

位置図、写真、配置図等を3ページから10ページに添付しておりますので、ご参照ください。

番号2は、〇〇町〇〇の〇〇さんから〇〇市〇〇区〇〇の〇〇株式会社、代表取締役、〇〇さんに、〇〇町〇〇の畑1筆、857平米を賃貸借して、太陽光発電設備用地に転用するものであります。

位置図、写真、配置図等を11ページから17ページに添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

## 議長

事務局の説明が終わりました。番号1、番号2につきまして地元委員の補足説明をお願い致します。

(22番 推進委員挙手)

### 22番 永留静夫推進委員

番号1について補足説明を致します。2月19日に申請者代理人の〇〇さんと事務局の永留さんと現地の確認を行いました。申請内容は太陽光発電の設置で、賃借権の設定による5条申請です。申請地は長年にわたり耕作放棄されており、土地の有効利用のため今回の太陽光発電施設を計画された次第です。申請地は、山林・宅地・道路に囲まれており、隣接の農地は申請地の所有者である〇〇さんの農地がありますが、こちらも耕作放棄されている状況にあります。なお、周囲の土地よりは低く、側溝にも接しているため雨水等の排水についても何ら問題無いと思います。設置する太陽光パネルについても支柱を立てないで隣接地に対する日照の問題もございません。以上、特筆する課題は無いと思われまますので、ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

## 議長

次に、番号2について補足説明をお願い致します。

(1番 委員挙手)

## 1番 永留正司委員

ただ今議題にあがりました議案第23号、番号2の補足説明を致します。2月19日、事務局の永留課長補佐、貸与人の〇〇さん、〇〇司法書士、私の4名で現地確認を致しました。位置図、字図、11から17ページ、特に14ページの写真を見ていただければ解りますように、現地は畑で手前側約80㎡に野菜が耕作されており、奥側には栗の成木が10本程ありました。更に奥の方は耕作放棄地でカヤ等の雑草が生い茂っていた状況でした。所有者である〇〇さんの説明によりますと、野菜作りもやめて〇〇市の株式会社〇〇に貸与し、借受人が太陽光発電を設置のために、今回、転用申請に至ったとのこと。周囲は道路と耕作放棄地で囲まれ、また、道路側には排水溝も整備されており、太陽光パネルが設置されても高さも低いため、何ら問題は無いと現地確認を致しました。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

## 議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました。質疑等ございませんでしょうか。(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、番号1につきまして賛否を問います。

議案第23号の番号1につきまして、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

番号1は許可相当とし、県知事に進達することに決定いたします。次に番号2につきまして賛否を問います。原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。番号2は許可相当とし、県知事に進達することに決定いたします。

次に、議案第24号「非農地証明書交付願いについて」を議題と致します。今回は2件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

## 事務局長

議案書の18ページをお開き下さい。議案第24号、「非農地証明書交付願いについて」でございます。

番号1の申請人は、〇〇市〇〇区〇〇の〇〇さんで、〇〇町〇〇 〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番の畑5筆、面積は4,205平米でございます。位置図、写真等を19ページから25ページに添付しておりますのでご参照ください。番号2の申請人は、〇〇町〇〇の〇〇さんで、同町〇〇 〇〇番〇〇の田、1筆、3,202平米でございます。位置図、写真等を26ページから30ページに添付しておりますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

## 議 長

事務局の説明が終わりました。番号1、番号2につきまして地元委員の補足説明をお願い致します。

(5番 委員挙手)

5番 小宮一人司委員

ただ今、事務局長から説明のとおりでございます。2月14日に、前に座ってございます〇〇様とそれから〇〇君の代理人でございます〇〇様と私3人で、現地を見てまいりました。理由もここに書いてございますとおり、地名からもって〇〇といいまして、中々農業には陽当たりが非常に少ない所でございます、20年ぐらい前から農業離れというようなことが起こっておりますし、〇〇君も〇〇の方におりまして、農地として使用することはできないという話でございました。そういうことでございますので、皆様方ご審議をよろしくお願いいたしまして、許可をいただきますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

議 長

次に、番号2について補足説明をお願い致します。

(22番 推進委員挙手)

22番 永留静夫推進委員

番号2について補足説明を致します。2月の19日に事務局の永留さん、申請者代理人である〇〇さんとの3人で現地確認を行いました。申請地は、この文書の中にもありますとおり40年程前に埋め立てられまして、その頃から耕作が不向きとなり、一部は資材置き場になるなど耕作放棄されております。現況は、資料の写真を見ていただいても分かりますように、雑草や雑木等が発生し、原野化しております。今後、農地として再生される見込みは無いと思われるために、非農地にすることに問題は無いと考えます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました。質疑等ございませんでしょうか。

(11番 委員挙手)

11番 波田裕一郎委員

23ページの〇〇番地と〇〇番地に植わっとる木は何ですか。

議 長

(5番 委員挙手)

5番 小宮一人司委員

これは一部にクヌギが植栽されております。自分ではうえたものじゃなくて植栽されたものと思われませんが。

議 長

(11番 委員挙手)

11番 波田裕一郎委員

いいシイタケ原木ができればいいですね。

議 長

質疑ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、番号1につきまして賛否を問います。

議案第24号の番号1につきまして、原案のとおり交付することに賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。番号1は原案のとおり交付することに決定いたします。

次に、番号2につきまして賛否を問います。原案のとおり交付することに賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。番号2は原案のとおり交付することに決定いたします。

次に、議案第25号「農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第3回)」を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の31ページをお開き下さい。議案第25号、「令和元年度 農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第3回)」でございます。

農地中間管理事業において、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、申し出があった農用地利用集積計画について審議のうえ、利用集積計画の定めるところによる利用権設定に対し決定の必要があり、提案するものであります。利用権設定の件数は29件で、内訳は、貸し手29人、借り手1人でございます。農地の内訳は、田が93筆、面積は104,362平米、畑が71筆、面積は48,423平米で、合計筆数164筆、合計面積152,785平米でございます。なお、別冊の別添資料1に地区別一覧表、農用地利用集積計画表を、また、本日お配りしています別冊に、集積計画ヶ所の航空写真を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に、農林・しいたけ課の説明をお願い致します。

(農林・しいたけ課 志賀課長補佐挙手)

農林・しいたけ課 課長補佐

農林しいたけ課の志賀と申します。よろしくお願ひ致します。私の方から説明させていただきます。まず、別添資料1の1ページをお開きください。番号1、2が〇〇地区でございます。3から19まで17戸が〇〇地区となります。20が〇〇地区の1戸です。21から23までの3戸が〇〇地区でございます。24から29までの6戸が〇〇地区となります。後ほどカラーの方で、配分計画の方で説明させていただきますのでご覧ください。以上5地区29戸164筆、152,785平米を〇〇に集積するものです。よろしくご審議いただきますようお願い致します。

## 議 長

ただ今、農林・しいたけ課の説明が終わりました。質疑等ございませんでしょうか。質疑等ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、賛否を問います。

議案第25号につきまして、承認することに賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成であります。

本案件は、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第26号「農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第3回)」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

## 事務局長

議案書の33ページをお開き下さい。

議案第26号、「令和元年度 農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第3回)」でございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、対馬市長から意見を求められているため、本委員会の意見を決定するものであります。権利の設定を受ける者は20人でございます。農地の内訳は、田が93筆、面積は104,363平米、畑が71筆、面積は48,423平米で、合計筆数164筆、合計面積152,785平米でございます。なお、別冊の別添資料2に農用地利用配分計画(案)を、また、本日お配りしています別冊に、配分計画(案)の航空写真を添付しておりますので、ご参照ください。先ほど説明しました、議案第25号の集積計画の航空写真と同じものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願ひ致します。

## 議 長

事務局の説明が終わりました。

次に、農林・しいたけ課の説明をお願い致します。

(農林・しいたけ課 志賀課長補佐挙手)

## 農林・しいたけ課 課長補佐

それでは、別添資料2の1ページ目をご覧ください。整理番号の1から説明をさせていただきます。それと、航空写真の方は、表紙の裏の方に配分計画の地区

ごとに数値を掲載しております。まず、今回の令和元年の第3回目としまして、農用地利用配分計画（案）を提出しております。〇〇地区、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇地区の5地区になっております。その次のページからが航空写真を使いまして地図になっております。地図の方は〇〇地区①と②がございまして、まず〇〇の〇〇地区でございまして、〇〇さんを紫色で着色しております。出し手が2戸2筆、面積が2,167平米でございまして。次のページをお開きください。〇〇地区の②です、航空写真の方です。〇〇地区でございまして、借り手が〇〇さんです。航空写真、次のページが〇〇地区の①となっております。別添資料の2の方は、1ページ目整理番号2からになります。〇〇地区は整理番号2から12まで11名の方に配分する計画でございまして。〇〇さんが黄色で着色しております。順に〇〇さんが青、〇〇さんが黄緑、というふうにカラーの図面で色分けしております。〇〇地区が広いので3地区に分けてございまして、カラーの航空写真を見て頂いて、〇〇地区の①が海側です。〇〇地区の②が集落周辺でございまして。ちょっと細かいので①に拡大図としましてちょっと大きくしておりますが、赤とかピンクとかで着色しております。続きまして〇〇地区の③が集落から山側に奥の方です。行った所でございまして。茶色の〇〇さんと水色の〇〇さんとその手前に黄緑色で〇〇さんでございまして。〇〇地区は17戸90筆95,939平米を配分いたします。続きまして、別添2の資料の9ページをご覧ください。整理番号13〇〇地区の〇〇です。カラーの方はその次のページです、〇〇、〇〇地区、出し手1戸6筆13,117平米でございまして。ちょっとこれ見づらいんですけども〇〇という地名を書いてございまして、ちょっと右上あたりに青色で〇〇さんの6筆を着色しております。続きまして別添2の方の資料の10ページ、整理番号14から16までが〇〇〇〇地区でございまして。カラーの航空写真の方はその次のページ、〇〇〇〇地区、出し手3戸31筆21,250平米、〇〇様が緑で〇〇さんが黄緑、〇〇さんが赤で着色しております。最後に整理番号の17から20までが〇〇地区でございまして。借り手4名を着色しております。航空写真は〇〇の次のところですね。〇〇地区出し手が6戸で35筆20,312平米。右下の借り手で〇〇さんが赤、〇〇さんが青、〇〇さんが紫で〇〇さんが紫の濃い紫です。で配分いたします。以上簡単ですけども説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

## 議 長

ただ今、農林・しいたけ課の説明が終わりました。質疑等ございませんでしょうか。

質疑等ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、賛否を問います。

議案第26号につきまして、承認することに賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございまして。

本案件は、原案のとおり承認することに決定いたします。

つづきまして、議事日程第5、「その他」の事項ですが何かございませんでしょうか。

(事務局長挙手)

## 事務局長

昨年の12月25日の総会で、クヌギの植林について転用許可が必要なのか、クヌギは特用林産物ではないのか、という質問を受けていましたので回答したいと思います。資料は、お手元に配布の特用林産物とは、という一枚のコピーでございます。桑の木、桐、造園用の植林は特用林産物として取り扱ってよいのか。ということも含めまして、〇〇補佐から県の〇〇課にお尋ねをしていただいたところ、お配りしていますプリントの通りということでございます。ちょっと見えにくいんですけど、この中に書いてある産物が現在、特用林産物として扱われているものでございます。従いまして、クヌギ、造園用の植林は転用が必要となります。特用林産物とはですね、山林から生産される産物のうち、木材、用材ですね、ほだ木用原木以外の林産物を言います。5番委員さんよろしいでしょうか。質問についてお答えしましたけどもよろしいでしょうか。

議 長

説明が終わりました。何かございませんか。

(5番 委員挙手)

5番 小宮一人司委員

はい、分かりました。

議 長

他にございませんでしょうか。

(23番 推進委員挙手)

23番 日高安実推進委員

勉強のために一点だけ質問をしたいと思います。議案25号、26号に関連してですけども、一覧表の右側ですね設定する権利というところがありますね、ここに借受料10アール当たりの借受料が書いてあるんですけども、0がほとんどなんですけれども、中に〇〇円とか〇〇円、〇〇円とか有りますよね、この違いはどこにあるんでしょうか。

議 長

(農林・しいたけ課 志賀課長補佐挙手)

農林・しいたけ課 課長補佐

この賃料0円と10アール当たり〇〇円と有ります。0円というのは、使用貸借。貸し借りだけですね。というので0円で、お宅貸しますよ、で借りて作物を植えます。〇〇円とか〇〇円とか。〇〇円は〇〇様の方が大体で金額を決定されておられます。〇〇さんにお貸しするときは〇〇円と決めておられます。あと〇〇円とか、例えば〇〇円とかというのは、出し手の方と借り手の方の話し合いによって決まります。ただこれが、〇〇さんが基準にさせていただいているんですが、例えば〇〇円とか〇〇円になりますとちょっと高額になりすぎますので、その場

合はですね、もう一度確認させてもらうことになっております。ただ、借り手と出し手の方の話合いの結果ですので、そんなに難しいことはないんですけども、基本的には公社さんの〇〇円が大体の上限ぐらいですかね。以内であれば問題ないかなというふうに考えております。この金額もですね、〇〇の〇〇の方が借り手から集金して、それを貸し手に支払うのは〇〇の〇〇が中間に入りますので、滞りが有るっていうことはほとんど無い。そのために賃貸借も契約の中に入っております。

議 長

他にございませんでしょうか。

(12番 委員挙手)

### 12番 松村英二委員

同じく、農地利用配分計画について、ちょっと勉強させていただきたいことがありますので。この表を見てみますとですね、貸付期間というのが10年と20年と有りますが、この違いはどこから出るものでしょうか。どうやってそして決められるもんか教えていただきたいんですけど。

議 長

(農林・しいたけ課 志賀課長補佐挙手)

### 農林・しいたけ課 課長補佐

ここに書いてあります契約期間というものですが、まず、その隣にですね始期と終期というのがございます。基本的に始期はですねこの農業委員会があった翌月の10日からというのが決まっております。契約年数が20年と10年とございますが、基本的にお願ひしてるのは20年間貸してくださいと。配分しますのでその分作っていきますよ。というのが基本的なところです。10年というのは、10年以上であれば構わないんです、規定上はですね。今回10年というのは借り手と出し手の方との話合いで、出し手の方が10年を単位として今回は貸し借りするんですけども、もしかすると別の方に貸し出すかもしれないし、10年後に変わるかもしれないということで今回20年は長すぎるということで10年の期間で契約させていただきますということで合意されたので、今回10年と20年とあります。もちろん20年としても契約されていても、途中で後継者の方が帰ってきたので今の契約は解約して新しい方に貸すということもできます。ただ私たちが願ひしてるところは、長期間出し手の方も借り手の方も作付けで土作りとかされますので長期間貸していただいた方が借り手の方もいいということで20年願ひしているところなので基本的には20年、出し手の方の方からの希望があれば10年ということもあります。そのように変わっております。よろしいですか。

議 長

(24番 推進委員挙手)

#### 24番 糸瀬安則推進委員

志賀課長補佐にお尋ねをしたいんですが、先ほども意見が出ましたけども10年と20年の契約があるということですが、極端に言いますと10年の契約を結ばれた方がもし売買をなされたときに、今10年で奨励金をいただきとるわけでしょうけども、その奨励金は売買契約をした場合には一時返納をすることになるんですか、そのままいわれる売買した先の方に登記名義変更できるものでしょうか、そこら辺はどうなんでしょうか。

議 長

(農林・しいたけ課 志賀課長補佐挙手)

#### 農林・しいたけ課 課長補佐

まず一点目で、耕作者協力金というのがございまして、出し手の方が県から協力を貰うんですけども、それを10年以内に解約した場合には返還していただきます。その10万でも20万でもですね。10年以内に解約した場合には契約が不履行になりますのでその協力金は返してくださいということで通知します。売買ができるのかということですけども、基本的にそのAの方の土地ですけどもBの方の所有権がございまして、使用権といいますか、で設定をさせていただきますので、今Bの方の方にも使用する権利がございまして簡単に売買というのとはしてはいけないということになっております。ただ、Aの方がCの方に売買したいことであれば、Bの方に話してBの方から了承が得れば一旦解約してCの方に売買することは可能です。ただ、Bの方がちょっと待ってくださいと、今すぐには返せませんよとかいうところは、Aの方とBの方との話し合いになりますので、それによりますので勝手に売買することは不相当だと思います。

議 長

(24番 推進委員挙手)

#### 24番 糸瀬安則推進委員

その奨励金の返納というのはAの人が契約を県の方と結んでるわけですから、Aの人が当然返納すれば、今度はAの人はBの人に売買をしたいということですよ。売りますよ。要するに。その場合にはそのままの状態では契約は結ばれなくて、新たにそのBの方と結ぶということになるわけですよ。

議 長

(農林・しいたけ課 志賀課長補佐挙手)

#### 農林・しいたけ課 課長補佐

まずですね、返還金はAの方が県に返します。これは返すことで終了します。

解約でした。今度は売買の方は、これはこの農業委員会の方で認められないといけませんから農業委員会の方に提出いたします。障害となるのは協力金を返還することと、今貸してるところの方との解約の協議が整えば、その後であったら農業委員会に申請して、こちらの決定次第では売買というのはできます。

議 長

(24番 推進委員挙手)

#### 24番 糸瀬安則推進委員

できるわけですね。だから、そこらへんがちょっと聞くとところがあったもんですから、いずれにしてもそういうとが出てきやせんかなと感じがしとったもんですからね、いずれにしてもその返金はAさんがします。しかし、Bさんと契約というものはそこで切れるわけですね、ただAさんは今度は農業委員会にかけまして、Bさんに売買をするということは可能でしょうということを尋ねたかったということです。いいわけですね、わかりました。ありがとうございました。

議 長

他にございませんでしょうか。

(19番 推進委員挙手)

#### 19番 西山義典推進委員

今の件で、もし貸してAと借り手B、借り手Bはいつでも返していいという状態で、私は契約をずうっとしてるんですよ。ところが返還金を返さんためには10年ずうっと借りなできんですたいね。そうすると途中でAの子供なりとまた農業をするということで復帰した場合、その時の返還金はどうなるか教えてください。

議 長

(農林・しいたけ課 志賀課長補佐挙手)

#### 農林・しいたけ課 課長補佐

まずですね、耕作者協力金というのとリタイアを全然しませんよという協力金というのがございます。耕作者協力金というのは解約した時、自分が農業を再開することが出来てですねその時には返還していただきます。耕作者協力金はですね。ただ、リタイアしますということで申請した人は、もう一回農業をしますというのが基本的できません。する事は出来ませんが、その息子さんがするとかということであれば可能になりますので、もしそういった方がおられたらですね、私の方に相談していただければよろしいです。基本的には契約してても解約はできます。あと返還金が出てくるか出てこないかというのはこちらの方でその内容を確認しながら返還を求めますので、例えば先ほど言った、売買するために解約する場合は返還がいるんですけども、息子さんに貸したいから解約しま

すよという時には返還金は要らないんですよね。その理由によって色々返還が出たり出なかったりするんですけども、基本的には10年間の契約を解約すれば返還金が出てくるかもしれませんが、ただ、例外もありますのでその時は市役所の方に相談していただければ、返還金になるだけでないようこちらの方も検討していきたいなとは思ってはいます。よろしいでしょうか。

## 議 長

他、ございませんでしょうか。

(無しの声あり)

ご意見ご質問が無いようにありますので、本日の日程を終了したいと思います。本日は、提案されました議案を、皆様方には慎重にご審議いただき、ありがとうございました。

任期満了を迎え、一言ご挨拶を申し上げます。皆様方におかれましては、3年間、対馬の農業発展にご尽力を賜りましてありがとうございます。また、任期満了により退任されます委員皆様におかれましては、これまでのご苦勞に対し深く感謝申し上げます。退任後におかれましても本委員会の相談役として、また、対馬の農業の発展のため、ご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

また、私事ではございますが、委員皆様方のご支援、ご協力を賜りまして会長の重責を果たすことが出来ました。このことにつきまして、心よりお礼を申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、対馬市農業委員会 第9回総会を閉会と致します。

お疲れ様でした。